

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、関係する部局と連携し、推進体制を強化する必要があります。そのため、庁内の関係課長で構成する消費者行政ネットワーク会議において計画の進行管理を行い、計画の総合的な調整や推進を図ります。

また、国、県、近隣市町の関係機関、消費者団体、事業者団体等との連携の下、消費者施策を推進します。

2 計画の実施状況の公表

計画の内容や施策の実施状況等については、消費生活審議会に報告するとともに、広報紙「ひろしま市民と市政」や消費生活情報紙「知っ得 なっとく」、本市ホームページを活用し、公表します。